

# 高次脳機能障害対策について

精神・障害保健課

平成21年9月17日（木）

# 高次脳機能障害

# 高次脳機能障害について(①)

中島八十一

国立障害者リハビリテーションセンター 学院長

- 高次脳機能障害とは
- 高次脳機能障害の疫学
- 高次脳機能障害のリハビリテーション支援

## ● 高次脳機能障害対策の推進について(②)

高城亮

社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

- 高次脳機能障害支援の現状と課題
- 高次脳機能障害を有する者の支援に活用可能な施策について

# ①高次脳機能障害について

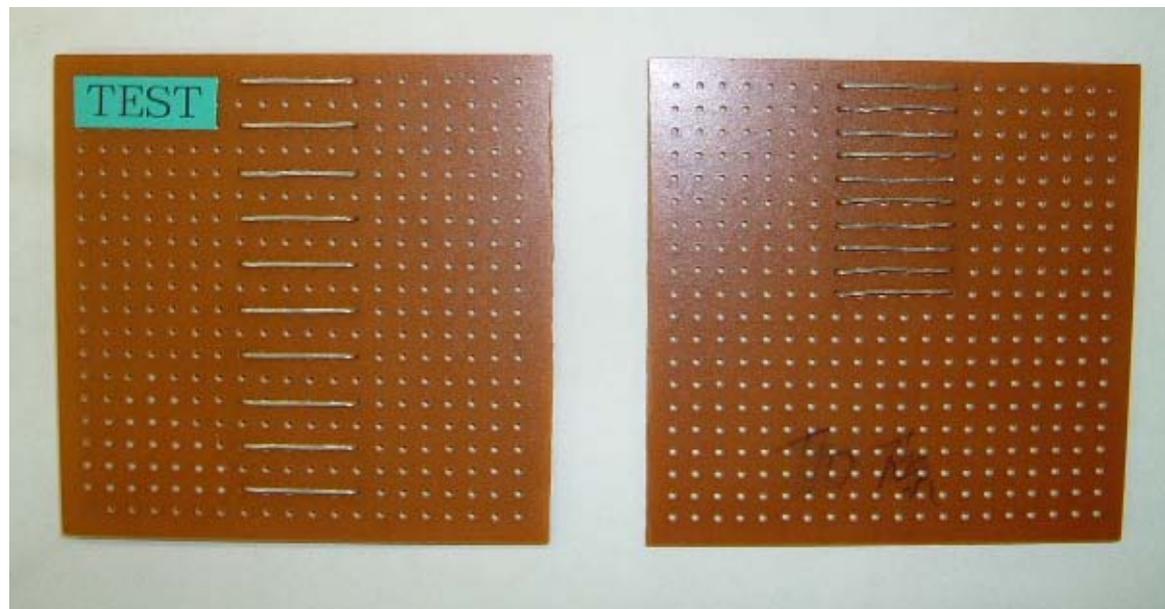
外傷性脳損傷による  
高次脳機能障害の実例：  
23歳男

ハンダ付配線：

左側が見本

右側が作品

※配線の場所が違う



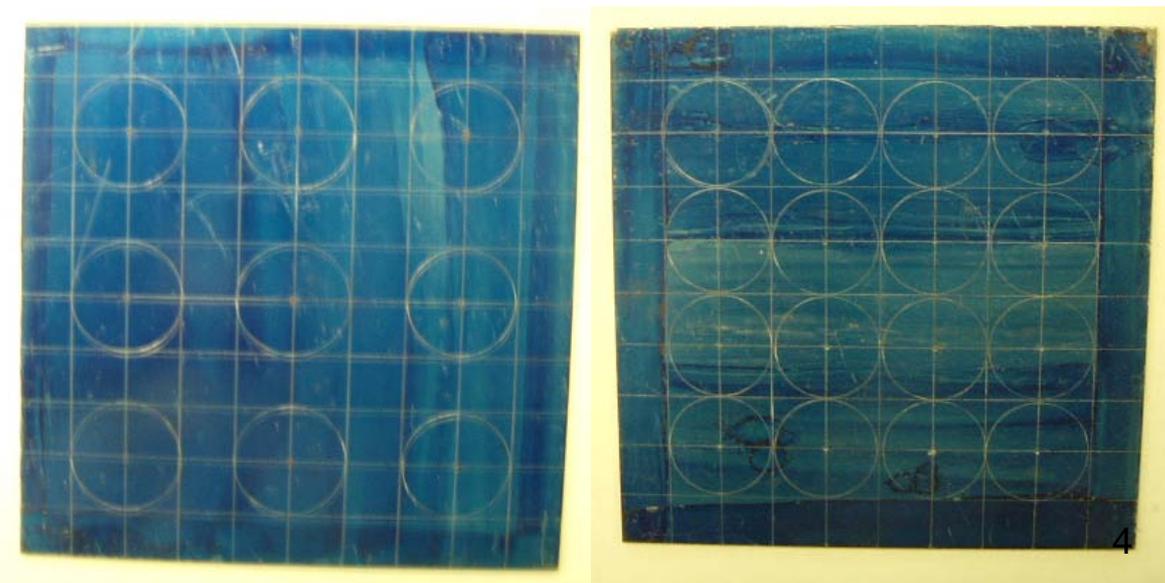
ケガキ：

左側が見本

右側が作品

※円の数が異なる

→相違点を自発的に  
見つけられない



# 高次脳機能障害の定義（行政的）

『記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する障害を行政的に高次脳機能障害と呼ぶ。』

全文は高次脳機能障害者支援の手引き（改定第2版：厚労省、国リハ編）のP2に記載

注意：労災、自賠責には別途診断基準有り

# 高次脳機能障害の理解に必要な用語

- 記憶障害：物の置き場所を忘れたり、新しいできごとを覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返し質問したりする。
- 注意障害：ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。ふたつのことを同時にしようとするとうる乱する。
- 遂行機能障害：自分で計画を立ててもものごとを実行することができない。人に指示してもらわないと何もできない。いきあたりばったりの行動をする。
- 病識欠如：自分が障害をもっていることに対する認識がうまくできない。障害がないかのようにふるまったり、言ったりする。

# 見えない障害と隠れた障害

- ・見えない

外見からは分かりにくい

社会に出てから初めて気付かれる

- ・隠れている

利き手が使えない、の陰には・・・

歩けない、の陰には・・・

# 症例 45歳 男性

43歳 山で転落 意識消失状態で発見

県立中央病院に2か月半入院。右腕神経叢麻痺に対してリハを受けた。退院後身障手帳2級を取得。その後自宅にて生活。記憶障害、情動不穏が目立ち就労困難とされていた。

45歳 近医の勧めで他県の高次脳機能障害支援拠点機関を受診。高次脳機能障害として精神手帳2級を取得するとともに、障害者職業センターで高次脳機能障害者として訓練開始

# 高次脳機能障害者の分類(1)

●高次脳機能障害のみの群  
43%

●運動機能障害などの身体機能障害  
を併せもつ群  
57%

# 高次脳機能障害者の分類(2)

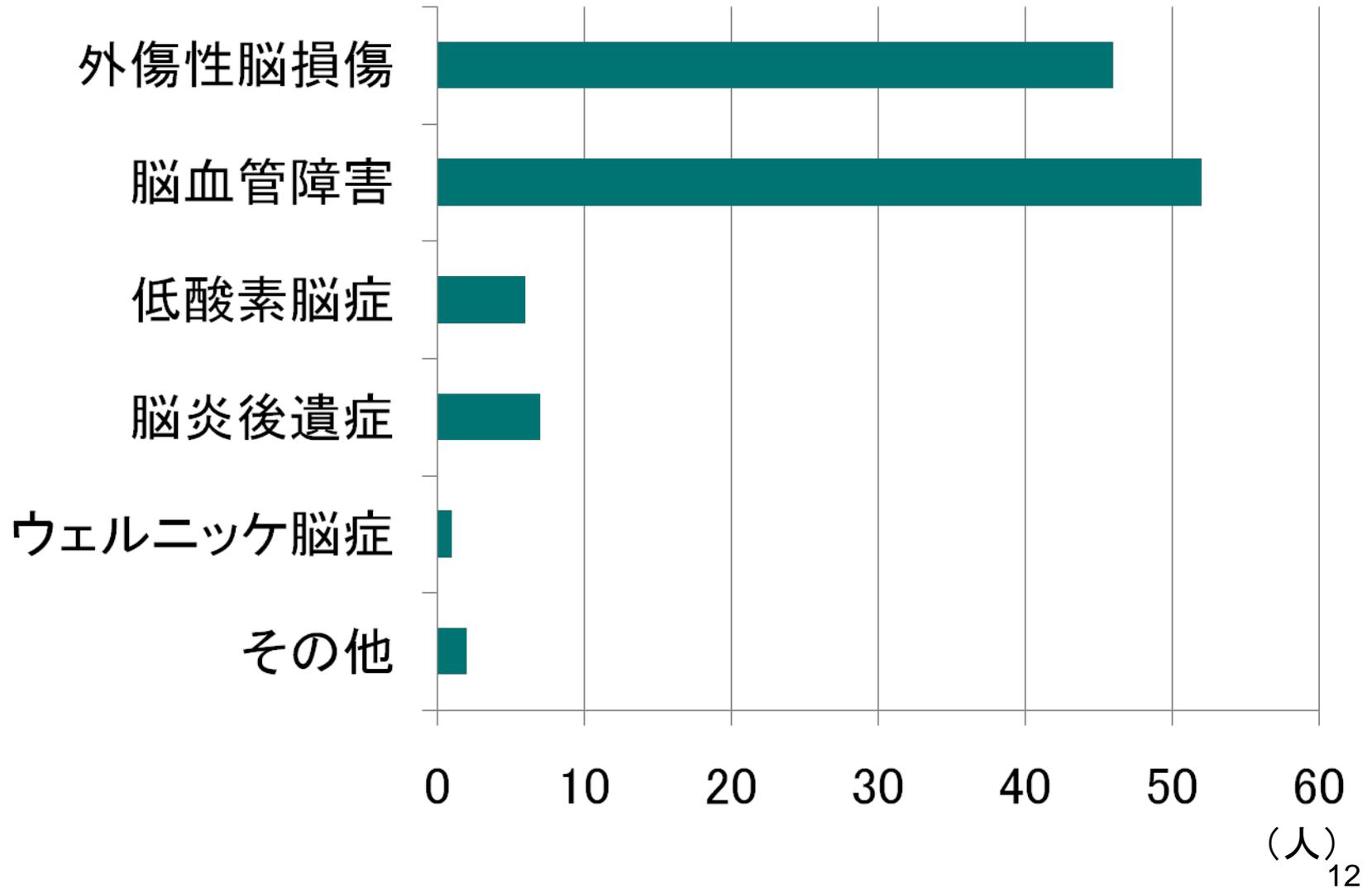
- 精神症状が強い群 3%
- 知能低下の著しい群 (IQ50未満) 9%

# 高次脳機能障害

## 福岡県実数調査からの推計値

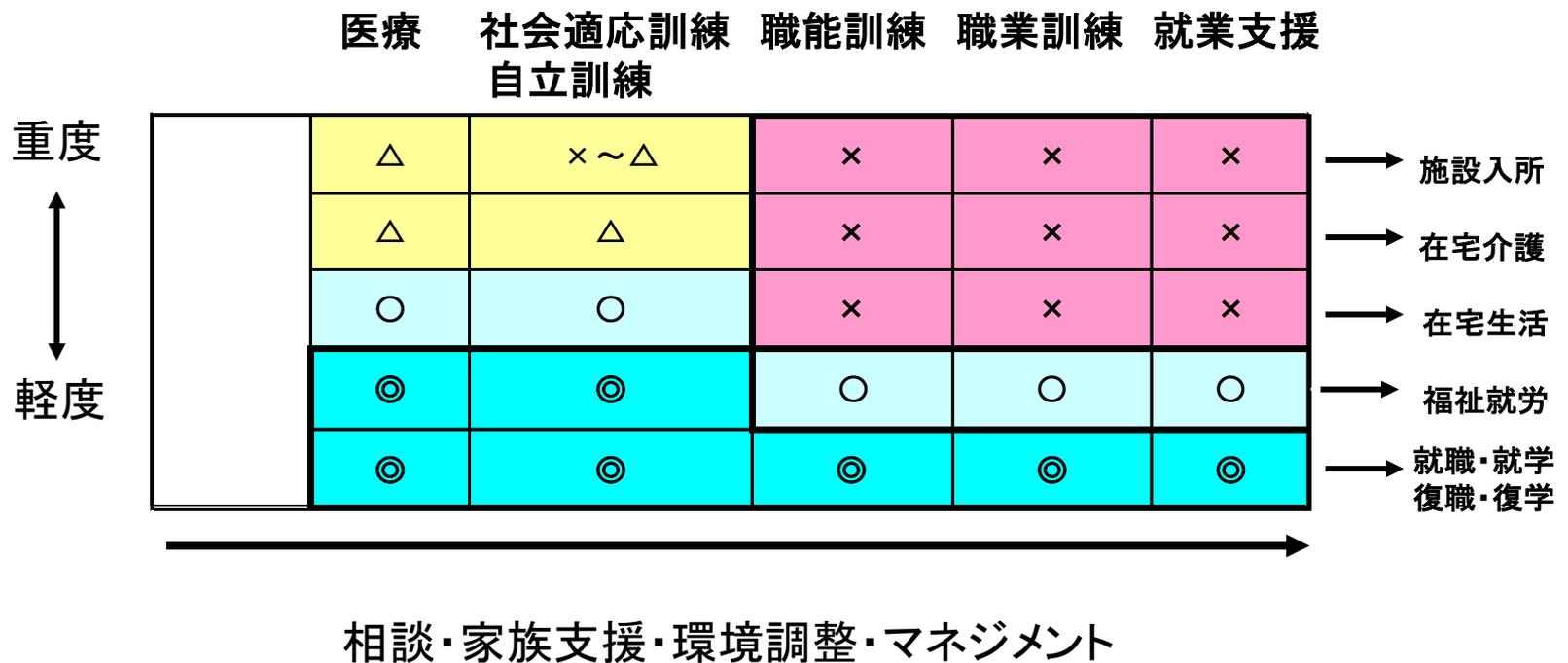
- 対象者は6歳から69歳
- バイアス:主たる回答施設はリハ病院
  - － リハ不要の軽症者, 非適応の重症者は含まれていない
- 症状がモデル事業研究班の障害像とほぼ一致
- 福岡県(506万人)の発症数予測は年間120-150人
  - － 人口10万人・年に換算 2.3人
- 全国推計
  - － 人口推計1.28億人, 44歳男性の平均余命36年
  - － 毎年, 全国で2,884人の新規発症
  - － 全国でリハ支援が必要な高次脳機能障害数予測は, 68,048人

# 原因疾患



# 高次脳機能障害支援プロセス —連続したケア—

## リハビリテーションモデル



# 病院で訓練を受けた人と受けなかった人との違い

		訓練を受けた人 ( 83名 )	受けなかった人 ( 142名 )
発症から登録	ま年で以内	57.8%	8.6%
	1年～2年以内	20.5%	14.4%
	2年以上	11.7%	77.0%
診断大分類	脳血管障害	19.3%	13.4%
	外傷性脳損傷	74.7%	80.3%
	低酸素脳症	3.6%	1.4%
	その他	2.4%	4.9%
主要症状	記憶障害	85.5%	92.9%
	注意障害	79.5%	79.1%
	遂行機能障害	73.5%	75.7%
支援内容	就業支援	21.7%	4.9%
	就学支援	18.1%	3.5%
	授産施設支援	9.6%	9.2%
	小・作業所等支援	8.4%	15.5%
	就業就学準備支援	22.9%	36.6%
	在宅支援	12.1%	17.6%
	施設生活訓練支援	6.0%	9.9%
	施設生活支援	1.2%	2.8%

## ②高次脳機能障害対策の推進について

高次脳機能障害は、外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴うものであり、器質性精神疾患として精神障害に分類されることから、精神障害者保健福祉手帳の取得のほか、障害者自立支援法に基づく各種サービス、障害者雇用促進法に基づく各種施策等を受けることが可能です。

一方で、高次脳機能障害については、障害そのものによる生活上の困難に加え、外見上わかりにくいという特性もあり、当事者及び家族のみならず、周囲の人々の障害に対する理解が欠かせないところです。

また、高次脳機能障害については、行政、サービス事業者等の中で必ずしも十分な理解が浸透しておらず、地域における高次脳機能障害を有する者向けのサービスの整備も進んでいないことから、当事者が必要とするサービスを適切に利用できていないという指摘があり、昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、高次脳機能障害が障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確にする必要があるとの提言がなされています。

さて、各都道府県におかれましては、高次脳機能障害支援普及事業(実施要項(平成21年8月24日障発第0824第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))により、支援拠点機関の整備、地域ネットワークの構築、専門的な相談支援体制の確保、高次脳機能障害に関する普及啓発等に取り組んでいただいていることと思います。その上で、今後さらに高次脳機能障害を有する者の支援に活用可能な現行の施策を担当する衛生、民政、労働等の各行政部局、サービス事業者その他の関係団体等が、相互に高次脳機能障害に関する理解を深め、有機的な連携の下で、個々の高次脳機能障害を有する者の状態に応じた多様なサービスが総合的に提供される必要があります。

### 1 高次脳機能障害支援の現状と課題

高次脳機能障害は、外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴うものですが、これに該当

する者のうち、介護保険法のサービスが受けられず、かつ身体障害者手帳の交付が受けられないために適切な障害福祉サービスが受けられていない者に対する支援が課題となっています。こころの健康科学研究事業「高次脳機能障害者に対する地域支援ネットワークの構築に関する研究(平成20年)」によると、全国にはこのような高次脳機能障害を有する者が7万人弱おり、毎年約3千人発生しているとの推計結果が報告されています。

高次脳機能障害は器質性精神障害として精神障害に分類されるため、当該障害のあるものは障害の状態に応じて障害者自立支援法に基づくサービスをはじめとした障害者向けの支援を受けることが可能です。

## 2 高次脳機能障害を有する者の支援に活用可能な施策について

### (1) 精神保健福祉手帳の取得による支援

高次脳機能障害の診断を受けた場合、日常生活や社会生活の障害の状態に応じて精神障害者保健福祉手帳の取得が可能です。また、手帳取得により所得税、住民税に係る税制上の優遇措置、NHKの受信料の免除の他、自治体によっては公共交通機関の交通費助成、公営住宅使用料の減免などを受けられる場合があります。

### (2) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

高次脳機能障害は、「器質性精神障害」として精神障害に位置づけられ、当該障害と診断された者は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの対象となります。障害福祉サービスは、障害の程度、介護者や居住等の状況を踏まえて個別に支給が決定される自立支援給付と、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な事業形態により実施する地域生活支援事業とに大別され、高次脳機能障害を有する者は、その時の障害の状況に応じた利用が可能です。

### (3) 自立支援医療

高次脳機能障害を有する者が、通院による精神医療を継続的に必要とする病状にある場合、その精神通院医療について、自立支援医療の対象となり、医療保険の自己負担額が軽減されます。

#### (4) 高次脳機能障害支援普及事業

平成21年8月24日障発第0824第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害支援普及事業の実施について」に基づき、各都道府県において支援拠点機関の設置、支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害を有する者に対する専門的な相談支援、関係機関の支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、高次脳機能障害を有する者の支援手法に関する研修等を実施しています。

#### (5) 障害者雇用施策

高次脳機能障害者については、従来より職業リハビリテーションサービスの対象となっておりますが、精神保健福祉手帳等障害者手帳を取得することにより、障害者雇用率への算定が認められます。

#### (6) 障害年金等の周知

高次脳機能障害により一定の障害状態になった場合、加入している年金の制度等に応じ、頭部外傷後遺症等の器質性精神疾患の診断にて、障害基礎年金、障害厚生（共済）年金、特別障害給付金等が支給される場合があります。

このため、障害年金等の周知につきましては、先般、都道府県民生主管部（局）障害保健福祉主管課（部）宛に発出しております平成21年6月1日付け事務連絡「障害年金等の周知及び障害年金等制度の周知状況に関するアンケート調査の実施における協力要請について（依頼）」によりお願いしているところですが、引き続きご協力の程よろしく申し上げます。

(A) 高次脳機能障害支援普及事業実施要綱  
(都道府県実施分)

第1 目的

高次脳機能障害支援普及事業は、高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者への支援に関する取り組みを普及定着させるため、都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関<リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等（以下「支援拠点機関」）>において、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を行い、もって高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第3 事業内容

1 相談支援事業等

支援拠点機関に支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、支援を必要とする高次脳機能障害者の社会復帰のための相談支援、地域の関係機関との調整等を行うものとする。

2 普及・啓発事業

高次脳機能障害の正しい理解を普及促進するため、地域の実態の把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援手法、普及啓発方法等について、総合的な検討を行うとともに、講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及・啓発活動を行うものとする。

3 研修事業

自治体職員、支援拠点機関職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、関係者の資質の向上及び高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図るものとする。

#### 4 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会等への参加

全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとなる国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）が設置する「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」及び「支援コーディネーター全国会議」に支援関係職員等に参加させ、全国の事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行い、高次脳機能障害者に対する支援手法等の向上を図るものとする。

#### 第4 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第5 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

#### 第6 その他

1. 本事業に係る国立リハセンター実施分については、別に定めるところによる。
2. この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

## ② 高次脳機能障害支援普及事業実施要綱

(国立障害者リハビリテーションセンター実施分)

### 第1 目的

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）においては、全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとして、各都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援拠点機関との連携を図り、高次脳機能障害に関する取り組みを普及定着させるため、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び支援コーディネーター全国会議の開催並びに研修事業を含む普及啓発活動を行うとともに、各種プログラムの検証を行い、さらに有効性のあるものにするなど、高次脳機能障害者への適切な支援の普及定着を図るものとする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、国立リハセンターとする。

### 第3 事業内容

#### 1 高次脳機能障害に関する支援普及事業

##### (1) 総合的なリハビリテーションの実践

高次脳機能障害者に対する診断、評価をはじめ就労・就学等に向けた各種の訓練プログラムの実施及び家族支援、社会参加の促進までを含めた総合的なリハビリテーションを行うものとする。

##### (2) 情報収集及び提供

高次脳機能障害に関する国内外の情報や研究成果等の収集を行うとともに、必要に応じその情報提供を行うものとする。

##### (3) 普及啓発の充実

高次脳機能障害支援関係職員等を対象に効果的な支援方法や必要な知識と技術の習得を目的とした研修会及びシンポジウム等を開催するものとする。

#### (4) 関係機関等との連携

各都道府県に設置される高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関をはじめ、関係機関（医療機関、保健所、福祉施設等）や支援に携わる者との連携に努め、専門的かつ技術的な助言を行うものとする。

### 2 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会の設置

(1) 高次脳機能障害者に対する相談支援、医療及び福祉サービス提供の実務を通じて、訓練方法及び社会復帰支援方法等の検証と事業の実施状況の分析、普及啓発方法等について協議、検討するため、「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(2) 協議会は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員、国立リハセンター職員、都道府県等職員、学識経験のある者及び国立リハセンター総長が必要と認めた者をもって構成する。

(3) 協議会の運営に必要な事項については、別に定める。

### 3 支援コーディネーター全国会議の開催

(1) 支援拠点機関等の支援コーディネーターの職務の向上と情報交換を通じた支援施策の均てん化を図るため、支援コーディネーター全国会議を開催するものとする。

(2) 支援コーディネーター全国会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員、国立リハセンター職員、支援拠点機関等の支援コーディネーター、学識経験のある者及び国立リハセンター総長が必要と認めた者をもって構成する。

(3) 支援コーディネーター全国会議の運営に必要な事項は、別に定める。

## 第4 秘密の保持

本事業に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、職務を退いた後も同様とする。

## 第5 その他

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## ア 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会運営要領

### 第1 目 的

この要領は、高次脳機能障害支援普及事業実施要綱（国立障害者リハビリテーションセンター分）第3の2の（3）の規定に基づき、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

### 第2 協議会の構成

協議会は、次に掲げる者のうち、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）総長が委嘱する委員をもって構成する。

- 一 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員
- 二 国立リハセンター職員
- 三 都道府県等職員
- 四 学識経験のある者
- 五 国立リハセンター総長が必要と認めた者

### 第3 委員長を選任等

- 1 協議会に委員長を置くこととし、国立リハセンター総長が指名する。
- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ国立リハセンター総長が指名する委員がこれを代理する。

### 第4 委員の任期

協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5 幹事会の設置

- 1 協議会の運営に関し総合的企画及び調査等を行うために幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会に幹事長及び幹事を置くこととし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員、国立リハセンター職員及び学識経験者である委員のうち委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は、会務を掌理する。

## 第6 会議の開催及び公開等

- 1 協議会及び幹事会は、必要に応じ開催する。
- 2 協議会は原則公開とし、幹事会は非公開とする。ただし、委員長が認めた場合はこの限りでない。

## 第7 守秘義務

- 1 協議会及び幹事会の運営に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の定めは当該職務を退いた後も同様とする。

## 第8 協議会の庶務

協議会及び幹事会の庶務は、国立リハセンター管理部医事管理課において処理する。

## 第9 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項等は別に定める。
- 2 この要領は、平成18年4月1日から施行するものとする。

(附則)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## イ 支援コーディネーター全国会議運営要領

### 第1 目的

この要領は、高次脳機能障害支援普及事業実施要綱（国立障害者リハビリテーションセンター分）第3の3の（3）に規定に基づき、支援コーディネーター全国会議（以下「全国会議」という。）の運営に必要な事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

### 第2 全国会議の構成

全国会議は、次に掲げる者のうち国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）総長が参加を認めた者をもって構成する。

- 一 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員
- 二 国立リハセンター職員
- 三 支援拠点機関等の支援コーディネーター
- 四 学識経験のある者
- 五 国立リハセンター総長が必要と認めた者

### 第3 議長を選任等

- 1 全国会議に議長を置くこととし、国立リハセンター総長が指名する。
- 2 議長は、会議を掌理する。

### 第4 全国会議の調整等

- 1 全国会議開催の企画、調整は、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会幹事会が行う。
- 2 全国会議は必要に応じ開催することとし、会議は原則公開とする。

## 第5 守秘義務

- 1 全国会議の運営に関わる者は、正当な理由がなく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の定めは当該職務を退いた後も同様とする。

## 第6 全国会議の庶務

全国会議の庶務は、国立リハセンター管理部医事管理課において処理する。

## 第7 その他

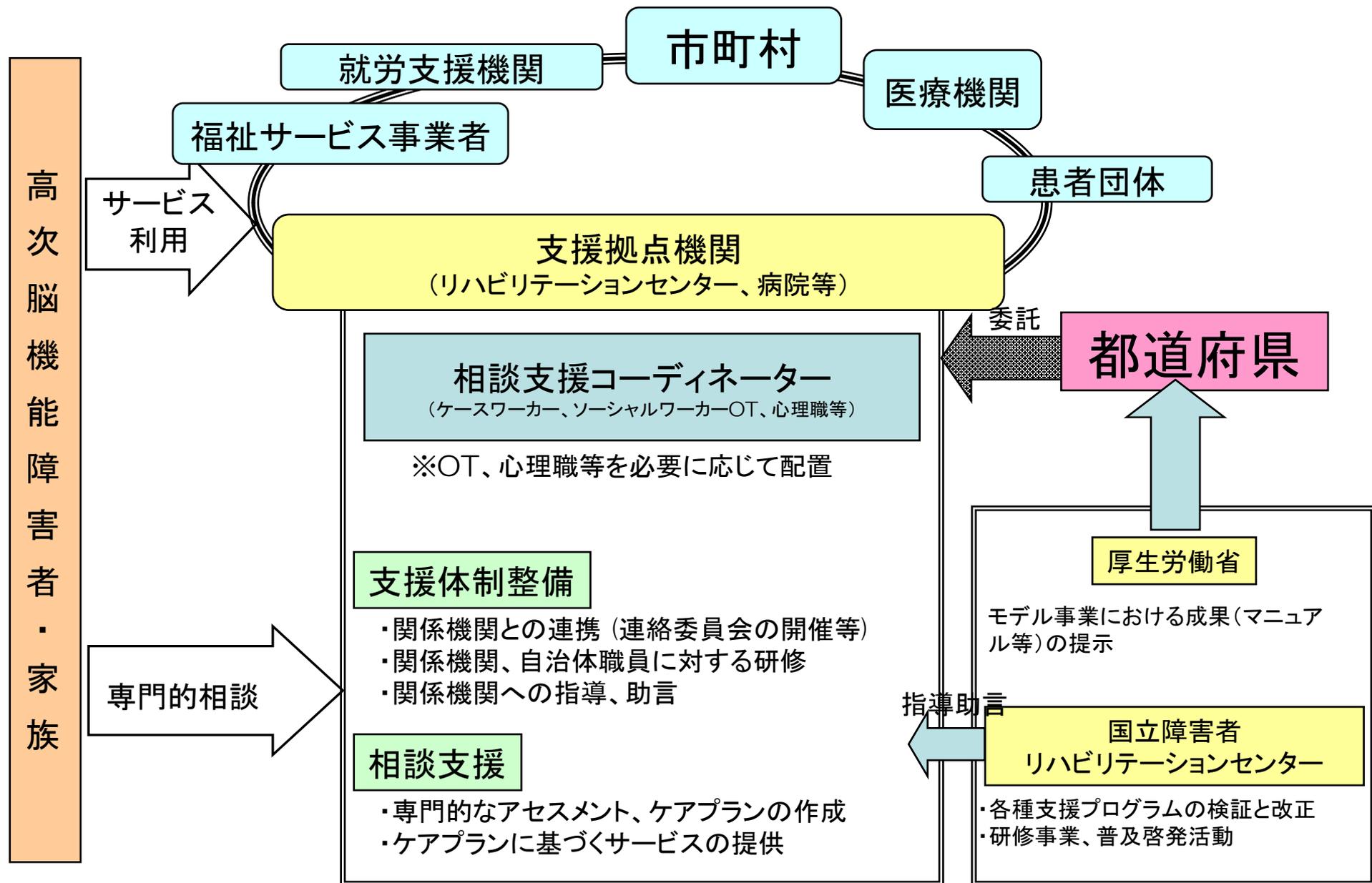
- 1 この要領に定めるもののほか、全国会議の運営に必要な事項等は別に定める。
- 2 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## 高次脳機能障害支援普及事業関連行事

平成21年度			
日時	曜日	会議名	開催場所
平成 21 年 10 月 16 日	金曜日	平成21年度第 1 回支援コーディネーター全国会議 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">イ</span>	国立障害者リハビリテーションセンター
平成 22 年 2 月下旬	金曜日	平成21年度第 2 回支援拠点機関等全国連絡協議会 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ア</span>	三田共用会議所(予定)
平成 22 年 2 月下旬	木または土曜日	平成21年度第 2 回支援コーディネーター全国会議 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">イ</span>	都内を予定
平成22年度			
平成 22 年 7 月上旬	水曜日	平成22年度第 1 回支援拠点機関等全国連絡協議会 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ア</span>	国立障害者リハビリテーションセンター
平成 22 年 6 月か7月		平成22年度第 1 回支援コーディネーター全国会議 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">イ</span>	国立障害者リハビリテーションセンター
平成 23 年 2 月下旬	金曜日	平成22年度第 2 回支援拠点機関等全国連絡協議会 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ア</span>	三田共用会議所(予定)
平成 23 年 2 月下旬	木または土曜日	平成22年度第 2 回支援コーディネーター全国会議 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">イ</span>	都内を予定

# 高次脳機能障害支援普及事業(イメージ図)

参考



# 高次脳機能障害支援拠点機関分布図 (平成20年)

